

「普通預金規定」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>1. ～4. 略</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。</p> <p>(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p><u>(4) 預金者の依頼により当金庫が提供したサービス等にかかる当金庫所定の手数料は、通帳および払戻請求書の提出なしに、この口座から引き落としできるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p>1. ～4. 略</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。</p> <p>(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">以下略</p>